

事業主様

大阪機械工具商健康保険組合
理事長 西野 佳成

はり・きゅう、あんま・マッサージ・指圧（あはき）
にかかる療養費の申請方法について [お知らせ]

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、日頃は当組合の事業運営にご理解・ご協力をいただき、御礼申し上げます。

さて、はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師（以下、「施術者」と言う）の施術に係る療養費について、平成31年1月から厚生労働省による受領委任払いの制度(※1)が導入されることとなり、健保組合がこの制度に参加するか否かを含め、組合会で審議を行い、今後のあはき療養費の支払い方法を決議することとされました。

このことに伴い当健康保険組合が従来行っておりました「代理受領払い」(※2)は、同制度導入後に廃止となります。

当組合において、第98回組合会で審議を頂いた結果、従来の支払い方法「代理受領払い」から健保連が不正対策として推奨する「償還払い」(※3)へ移行する決定とされました。

つきましては下記のとおり、**本年6月施術分**からを対象とし取り扱いを変更いたしますので、お知らせいたします。

なお、このことについて各事業所の被保険者の方への周知のため、リーフレットを作成し、本年3月末の人数部数を送付させていただきますので、お手数をおかけしますが被保険者へ配布のほどお願いいたします。

また、このお知らせについては、過去1年間のご家族を含めたあはき療養費の申請履歴をもとに、該当の被保険者の方へもお知らせしますことを申し添えます。

(※1)受領委任払い（受領委任の取扱規程 保発0612 第2号平成30年6月12日）

患者は一部負担額を施術所で支払い、療養費支給申請書に請求委任の署名をする。

施術者等と健保組合は受領委任規程に則り事務の取扱いを行い、療養費は施術者等に支給されるもの

(※2)代理受領払い

患者と施術者等の契約による委任請求に基づき、療養費は施術者等に支給されるもの

※廃止

(※3)償還払い（健康保険法第87条 健康保険法施行規則第66条）

患者は施術料全額を施術所で支払い、療養費は被保険者等からの申請と領収書原本等の提出に基づき被保険者または患者に支給されるもの ※法令上支払い方法の原則